国会における臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律に関する主な質疑について

(※ 衆議院本会議及び参議院本会議における中間報告より抜粋)

○親族への優先提供について

・公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとの意見に対しては、 臓器移植を待っている身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持 ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優 先提供を認めることとしたとの答弁。(5ページ参照)

〇小児からの臓器提供について

・虐待を受けて脳死となった児童からの臓器摘出を防ぐ手だてをどうするのかとの質疑に対し、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を 含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁。(5ページ参照)

○意思不明者からの臓器提供について

- ・本人の生前の意思が不明であっても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対し、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁。(5ページ参照)
- ・本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しては、臓器提供数が少ない状況で海外渡航移植や生体間移植が行われているという現状がある一方で、最近の世論調査の結果等から、家族の承諾で脳死判定、臓器移植ができるということについて国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁。(10ページ参照)

〇脳死を人の死とすることについて

・脳死を人の死とすることに社会的合意ができているのかとの質疑に対して、平成四年 の脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が 得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいと の回答が約六割に達しているとの答弁。(4ページ参照)

- ・「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとの指摘に対し、法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、 法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなっているとの答弁。 (4~5ページ参照)
- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義において、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除したのはなぜかとの質疑に対し、脳死は人の死であることについておおむね社会的に受容されているとする脳死臨調の最終答申や近年のアンケート調査の結果を踏まえ、脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁。(10ページ参照)

〇その他の事項について(10ページ参照)

- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義の変更が実際に臓器移植にかかわる家族に与 える影響
- ・子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が図られる必要性
- ・被虐待児からの臓器提供を防止する方策
- ・長期脳死事例に対する認識
- ・臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性
- ・臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようにすることの重要性
- ・生体移植に関する法整備の必要性

等





平

成二十一 年 六 月 九 日

衆議院会議録

国第百七十一

会回

第三十七号

平成二十一年六月九日(火曜日) 平成二十一年六月九日

午後一時 本会議

〇本日の会議に付した案件

厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に の四案につき委員長の中間報告を求めるの動 外二名提出)及び脳器の移植に関する法律の 議(谷公一君提出) する法律案 (第百六十八回国会、金田誠一君 出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正 案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提 十四回国会、中山太郎君外五名提出)、 関する法律の一部を改正する法律案(第百六 一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出) 移植に関する法律の一部を改正する法律 麻器

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 部を改正する法律案(第百六十八回国会、 出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正 案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提 外一名提出)、臓器の移植に関する法律の一 する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君 金

> 六名提出)についての厚生労働委員長の中間 る法律の一部を改正する法律案(根本匠君外 田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関す

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎 発言 石井啓一書、 阿部知子社及び根本匠君の

○議長(河野洋平君) とおり決まりました。 (赞成者起立) 古の起立を求めます. ○職長(河野洋平君) 長の中間報告を求められることを望みます。

谷公一君の動議に賛成の諸

正する法律案(いわゆるD案)の四案について委員

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法 井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関す を改正する法律案(第百六十四回国会、石 名提出)、臓器の移植に関する法律の一部 徘紧(第百六十四回国会、中山太郎君外五 八回国会、金田誠一君外二名提出) 及び職 る法律の一部を改正する法律案(第百六十

午後一 時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

〇谷公一君 中間報告を求める動議を提出いたし

郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部

○胰長(河野洋平君)

赛百六十四回回会、中山太

労働委員長の中間報告

律案(根本匠君外六名提出)についての原生 器の移植に関する法律の一部を改正する法

| るA案)、第百六十四回国会、石井啓一君外一名 | 植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆ 誠一君外二名提出、臓器の移摘に関する法律の一 法律案(いわゆるB案)、第百六十八回国会、金田 六十四回国会、中山太郎君外五名提出、 外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改 部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠母 提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する この際、厚生労働委員会において審査中の第百 臓器の移

起立多数。よって、 動議の

> に関する法律の一部を改正する法律案、右四案に 生労働委員長田村憲久君。 ついて厚生労働委員長の中間報告を求めます。 正する法律案、根本匠君外六名提出、 外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改 改正する法律案、第百六十八回国会、金田誠一君 君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を を改正する法律案、第百六十四回国会、石井啓一 臓器の移植 厚

[田村膨久君登壇]

|○田村憲久君 ただいま、院議によりまして、 提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 山太郎君外五名提出の臓器の移植に関する法律の し上げます 法律の一部を改正する法律案及び根本匠君外六名 案、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する 審査の中間報告を求められましたので、 御報告申 法律案の各案について、厚生労働委員会における 部を改正する法律案、石井啓一君外一名提出の

げます。 最初に、 各案の主な内容について御説明申し上

提供等の意思が不明の場合に、 **死判定に係る要件について、本人の生前の臓器の** 中山召提出案は、移植のための臓器摘出及び脳 まず、中山君提出案についてであります。 遺族等が斟面によ

平成二十一年六月九日 衆議院会議録第三十七号

衆議院会議録第三十七号 部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)についての厚生労働委員長の中間報告(第百六十八回国会、金田蔵一君外二名提出)及び破器の移植に関する法律の一関会、石井啓一召外一名提出)、咸器の移植に関する法律の一部を改正する法律家(第百六十四回国会)、中山太郎君外五名提出)、咸器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会)、中山太郎君外五名提出)、咸器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会)

るもので、 り承諾した場合を加える等の措置を講じようとす その主な内容は、

平成二十一年六月九日

器の提供を拒否する意思を表示している以外の場 合であって、 表示している場合に加え、本人が書而によって臓 第一に、 本人が生前に書面によって臓器の提供意思を 移植のための臓器摘出の要件につい 遺族が書面により承諾している場合 どと

意思を表示することができること において、親族に対して優先的に臓器を提供する 第二に、 本人が臓器提供の意思を表示する場合

とするもので、その主な内容は 意思表示を行うことができる等の措置を講じよう 脳死判定に従う意思について、十二歳以上の者が 石井君提出案は、移植のための臓器の提供及び 次に、石井君提出案についてであります。 にできるものとすること て、

り表示した場合であって、 とすること、 師は、臓器を死体から摘出することができること 遺族が拒まないときまたは遺族がないときは、 器を提供する意思を十二歳に達した後に書面によ 第一に、死亡した者が生存中、 その旨の告知を受けた 移植のために臓 医 ے は

意思を表示することができること において、 第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合 親族に対して優先的に臓器を提供する

等に重大な影響を与える可能性があることにかん 金田君提出案は、臓器等の移植が、人権の保障 次に、金田君提出案についてであります。

等であります。

もので、その主な内容は 及び生体からの臓器移植の規制を講じようとする がみ、脳死の定義を改正し、脳死判定を開始する ことができる要件を明記するとともに、組織移植

べての機能が不可逆的に喪失すること」に改める 第一に、脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のす

する意思を書面により表示している場合であっ 面により表示している場合であって、遺族がこれ 死亡した者が生存中に、組織を提供する意思を書 者の配偶者または二親等以内の血族が臓器を提供 を拒まないとき等にできるものとすること、 第三に、 所要の基準を満たじた病院等が承認するとき ΙŢ 生体の臓器移植については、 移植対象

が加えられ、 第四に、子供についての臓器等の移植について 専門家その他広く国民の意見を求めつつ検討 必要な指償が満ぜられるものとする

等であります。

臓器の摘出及び脳死判定に係る要件を新たに設け 容は、 ため、十五歳未満の者について、その死体からの る等の措置を講じようとするもので、その主な内 最後に、根本君提出案についてであります。 根本沿提出案は、 小児の臓器移植を可能とする

れを斟而により承諾し、 の提供を拒否していない場合であって、 Ľ 十五歳未満の者について、本人が臓器 かつ、 臓器の摘出等が行 遺族がこ

すること、 医師は、

組織の移植については、 脳死を除き、 ること

た。 出背阿部知子君から提案理由の説明を聴取しまし ħ からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。ま 年六月二十日に提出者中山太郎君及び斉藤鉄夫君 回国会に提出され、第百六十六回国会の平成十九 中山君提出案及び石井君提出案は、第百六十四 次に、審査経過の概要について申し上げます。 第百六十九回国会の平成二十年五月九日に提 **企田召提出案は、第百六十八回国会に提出さ**

質疑等が行われてきました。 査小委員会において、参考人からの意見聴取及び 器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審 今国会まで、本委員会のもとに設置されました臓 これら三案については、第百六十六回国会から

てお招きし、 の担当者といった幅広い分野の方々を参考人とし **教界の方々のほか、移植を受けられた方、御家族** となった方、さらには、世界保健機関の移植医療 の臓器を提供された方、お子様が長期の脳死状態 小委員会におきましては、医療界、 我が国における移植医療の現状、 法曹界、 移 宗

それのある事実がない旨の確認がされている場 た疑いがあること等の移植医療の適正を害するお われる病院等において、遺族による虐待が行われ 臓器を摘出することができるものと

加えられ、 施行状況を勘案し、 第二に、 この法律の施行後三年を目途として、 必要な措置が講ぜられるべきものとす 臓器移植全般について検討が

等であります。

た。 τ 後、 本匠君から提案理由の説明を聴取しました。その 年五月二十二日に三ッ林小委員長から小委員会に 会に提出された根本君提出案について、 の配付資料を御参照ください。また、同日、今国 とする社会的合意の有無、親族に対する優先提供 虐待児からの臓器の摘出の防止策、 題 向等に関して、さまざまな御意見を伺いました。 植医炭の評価、 たしましたが、その内容につきましては、 おける審査の経過及び論点等の中間報告を聴取い の是非、移植ツーリズムの削減に向けた国際的動 本委員会におきましては、 五日については委員からの発育が行われまし 五月二十七日及び六月五日に、 各案につい 提出者及び政府に対する質疑を行うととも 陰器提供の意思表示年齢引き下げの是非、 小児患者への移植に関する諸踝 今国会の平成二十一 脳死を人の死 提出者根 お手元

上げます。 次に、各案についての質疑の概要について申し

した。 との回答が約六割に達しているとの答弁がありま の結果においても、 中において、脳死を人の死とすることについては の質疑に対しては、平成四年の脳死臨調の最終答 の死とすることに社会的合意ができているのかと おおむね合意が得られており、 中山君提出案についてでありますが、 脳死を人の死と判定してよい 新聞社の世論調査 脳死を人

を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で 規定しているのではないかとの指摘に対しては、 また、中山君提出案では、 「脳死した者の身体

とい。 担否できる仕組みとなっているとの答弁がありまれる、法的脳死判定については本人または家族が 法的脳死判定については本人または家族が 法的脳死判定は解器移植を行う場合に限定されて

さらに、本人の生前の意思が不明であっても家は何かとの質疑に対しては、身近な家族が本人のり、は何かとの質疑に対しては、身近な家族が本人のり、ながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国がながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国がながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国がながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国がながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国がながる。

みも考えられるとの答弁がありました。 t を防ぐ手だてをどうするのかとの質疑に対して t は、主治医による診察等である程度の防止が図ら は、主治医による診察等である程度の防止が図ら に 産待を受けて脳死となった児童からの臓器摘出 に

はいます。
 はいます。
 はいます。
 はいます。
 はいます。
 はいます。
 はいかとの意見に対しては、
 はいかとの意見に対しては、
 はいかとの意見に対しては、
 はいかとの意見に対しては、
 はいないかとの意見に対しては、
 はいないがいる場合、その身に
 はいます。
 はいまする。
 はいます

次に、石井君提出案についてでありますが、世界保健機関における移植ツーリズムの削減要請についてどう対応するのかとの質疑に対しては、内閣府の世論調査では、脳死下で臓器提供をしてもよいと考える者は約四割に達しており、これらの者の意思をできる限り生かす取り組みが必要であり、職器移植に関する教育や普及啓発を図って移的を進める条件整備が必要と考えているとの答弁がありました。また、条件が整えばさらなる年齢の引き下げ等が考えられるとの答弁がありますが、世の引き下げ等が考えられるとの答弁がありますが、世の引き下げ等が考えられるとの答弁がありました。

また、十二歳になれば臓器提供や脳死という状態が判断できるとする根拠は何かとの質疑に対したは、中学校に上がる程度の年齢になれば、凝器提供の意思表示をできる年齢おり、あくまで臓器提供の意思表示をできる年齢おり、あくまで臓器提供の意思表示をできる年齢おり、あくまで臓器提供の意思表示をできる年齢も大きない。

生存例は存在するが、脳死判定基準の適正化に向生存例は存在するが、脳近側とおいかとの質疑に対しては、地行性の高い運転免許証等に意思表えていくことを期待するとの答弁がありました。次に、金田君提出案についてもそれほど増加はしたがに、金田君提出案についてでありますが、現次に、金田君提出案についてでありました。次に、金田君提出案についてでありました。次に、金田君提出案についてでありますが、現たによける長期脳死例があるのではないかとの質疑に対しては、脳血流停止の確認後においても長期に対しては、脳血流停止の確認後においても長期に対しては、脳血流停止の確認後においても長期に対しては、脳血流停止の確認後においては、十五歳職器移植数の増加の見込みについては、十五歳職器移植数の増加の見込みについては、十五歳

た。
けた取り組みは必要であるとの答弁がありまし

た事例での長期生存例が紹介されました。
た三回の法的脳死判定基準に沿った判定を経た長期脳死例の文献があた三回の法的脳死判定基準に沿った判定を経た長期脳死例の文献があた。無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判

| 形成にかかわってきた親が意思を代弁する仕組み | 矛盾しているのではないか、また、 親に重い決断 | を認める現行制度の枠組みを崩さず、子供の人格 | 死を人の死としないまま十五歳未満の子供の脳死 本人の崇高な意思表示により脳死下での臓器提供 子供の脳死判定の承諾に当たり悩むことになる を設けるものであるとの答弁があり、 は、脳死を人の死とする社会的合意がない中で、 を迫ることになるのではないかとの質疑に対して 判定や臓器提供について親に承諾を求めることは み、移植数が増加するとの答弁がありました。 より減少するのではないかとの質疑に対しては、 性が確保され、国民の臓器移植に対する理解が進 **基準の厳密化で、むしろ脳死判定の透明性、公平** 次に、根本程提出案についてでありますが、脳 脳死判定基準を厳密化することで移植数が現行 また、親が

が、中山君提出案でも同様の事態が生じるとの答

を介がありました。 を介がありました。 を介がありました。 を介がありました。 を介がありました。 を介がありました。 を介がありました。

手引のチェックリストによる確認等を想定していては、児童虐待防止法に基づく虐待防止のについては、児童虐待防止法に基づく虐待防止の虚待を受けた児童からの臓器摘出を防ぐ手だて

ままをよこないての現実への後先を共生役するの答弁がありました。 の答弁がありました。 の答弁がありました。

理念である移植機会の公平性の確保に反するため、理念である移植機会の公平性の確保に反するため、との答弁がありました。

理解を深める必要性、さらには、小児の臓器移植ら思の表示機会の拡充や臓器移植に関する国民の必要性、また、ドナーカード等による臓器の提供必要性、また、ドナーカード等による臓器の提供するまた、政府に対しては、小児の救急医療体制、

平成二十一年六月九日 衆議院会議録第三十七号 順

Ξ

について道が叩かれた場合の小児科医を初めとす る医療現場に対する支援の方策等について質疑が

平成二十一年六月九日

衆議院会議録第三十七号

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

題を整理するために憤重審議を求める意見など、 であるとの意見、 とから今国会において結論を出すのが国会の責務 意見、現行法の成立から十二年が経過しているこ ついてはすべての議員が議論して判断すべきとの 明のほか、人の生死にかかわる臓器移植の問題に 発言の場がありましたが、各案に対する背否の表 さまざまな意見が表明されました。 なお、六月五日には、各案について、各委員の 臓器移植に関するさまざまな騨 す す。

しかしながら、これ以上の放置は立法府として許 ているところであります。 されません。今国会で何らかの結論を出すこと ましたが、結論を集約するに至っておりません。 会におきましては、真剣な礒睔が行われてまいり れながら、既に十一年余りが経過しております。 では、法施行後、三年を目途に検討することとさ この間、四つの改正案が提出され、厚生労働委員 最後に一官申し上げますが、現行の臓器移植法 我々本院議員に与えられた資務であると考え

断が求められていることを付言させていただきま 観等が問われるものであり、 また、臓器移植をめぐる問題は、個々人の倫理 議員各位の慎重な判

といたします。 部を改正する法律案の各案についての中間報告 以上をもちまして、臓器の移植に関する法律の (拍手)

> 厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太 郎君、石井啓一君、 君の発言 阿部知子君及び根本匠

発育を求められております。順次これを許しま の中間報告に関連して、 |○議長(河野洋平君) ただいまの原生労働委員長 中山太郎君 四案について、それぞれ

(中山太郎君登墳)

○中山太郎君 A案提出者の中山太郎でございま

| というもののために遊航するということは国際的 植の道も阴かれることになります。 に認められないということが決定されました。こ いて、移植ツーリズム、また、海外における移植 数百二名に上っております。今後は、昨年五月に な場合であっても家族の承諾により職器移植を可 ほとんどの国で認められており、本人意思が不明 イスタンプールで行われました国際移植学会にお に渡って移植を受ける状態が続き、今日まで、総 国内で移植が認められていない小児の患者が海外 なければ助からない多くの患者たち、とりわけ、 在に至っております。そのため、臓器移植を受け 能にするものであり、これによって小児の臓器移 れがWHOに報告されている状況でございます。 立しましてから、はや十一年永りが経過して、現 私たちが提案いたしました改正案は、国際的に 臓器移植に関しまして、現行の臓器移植法が成

る道もきちんと肌かれております。 一方で、脳死を受け入れられない家族が拒否す

判定により脳死であると判定された後、その後の 家族が臓器移植を承諾し、第一回目の法的脳死

き受けることになります。 **場合、その患者は医療保険によって治療を引き続**

います。 り、私どものA案に対してさまざまな意見がござ 現在、

思が無視されるわけではない。

法的脳死は、臨床的脳死診断がなされた後で、

もない。脳死を人の死として認めない人たちの意

臓器提供の対象で

方にお知らせをしたいと思います。 信夫総長から聾簡を預かってまいりましたが、そ れをこの機会に本会議の議場を通じて国民の皆様 私は、今日の日本の脳・循環器系の、 最高機関である国立循環器病センターの橋本

センター総長橋本信夫で書かれております。 いますが、平成二十一年六月二日、国立循環器病 前は京都大学医学部の脳神経外科教授で、最も多 く脳死を診断される立場にあった方であります。 なお、橋本先生は、 「脳死議論に関する問題点」、これが表題でござ センター総長に就任される

臨床的脳死と、法的脳死判定で診断された脳死の に原因があると考える。すなわち、脳死状態と、 が、時と場合と発言者によって異なっていること 乱をしている。脳死という芦葉の意味するところ して議論されているのが現状である。 臓器移植法に関連して、脳死をめぐる議論が混

| 場合の脳死は、あくまでも法的脳死判定をされた | らない・ ダードの死の定義にも混乱の原因があるが、この いう現在の臓器移植法のもとでのダブルスタン 臓器を提供するときだけ脳死が人の死であると

拒否した場合には、たとえ脳死と判定されており ましても臓器移植を行うことはできません。その

A B C、Dの各案が議論されてお

権威のあ

第二回目の法的脳死判定の際に家族が臓器提供を

せん。したがって、治療が中断されたり死亡を宜 おきましても、臨床的脳死は法的に死ではありま 後の脳死である 告されたりするものでもない。 現在の臓器移植法あるいはAからD案のどれに

判断された患者についてであり、 族の同意を得て行われてきたものであり、した ものである。臓器移植を前提にした場合にのみ家 までの議論は、脳死状態あるいは臨床的に脳死と ないはずである。 がって、職器移植の対象とならない十五歳未満の 二回の法的脳死判定検査を行ってなされる厳密な 患者に対しては、 すなわち、十五歳未満の脳死患者に関するこれ 法的脳死判定が行われたことは 法的判定によっ

| 三者が、混同してあるいはすりかえられて脳死と | ことにもある。臨床的脳死診断には無呼吸テスト 神経学的所見などから脳死と判断する基準と変わ がある。臨床的脳死は、臨床現場において医師が う事実は、議論を進める上で極めて重要である。 が必要であり、 脳死判定を行うために出てきた言葉であるという て脳死とされたものではない。 水 ないが、法的脳死判定が行われたことはないとい が不要であるが、法的脳死判定には無呼吸テスト 理解が混乱する原因は、臨床的脳死という音楽 小児の脳死判定に慎重さが必要なことに異論は あくまでも臓器移植ガイドラインの中で法的 かつ、二回判定テストをする必要





平 成二十 年 七 月 +

日

第百七十一 会回 参 議 院 会 議 録 第 三 十

七

号

平成二十一年七月十日(金曜日) 午前十時二分阴議

〇議事日程 第三十七号 平成二十一年七月十日 午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回 いて承認を求めるの件(衆議院送付) イ・ダルサラーム国との間の協定の締結につ 避及び脱税の防止のための日本国とブルネ

を求めるの件(衆議院送付) タン共和国との間の条約の締結について承認 避及び脱税の防止のための日本国とカザフス 所得に対する租税に関する二重課税の回

第三 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の 規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送

の発給等に関する法律の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付 経済連携協定に基づく特定原産地証明書

〇本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで

一、厚生労働委員会において審査中の臓器の移 植に関する法律の一部を改正する法律案及び

平成二十一年七月十日 | 参議院会議録第三十七号

の動議(小川勝也君外二名提出) かに厚生労働委員長の中間報告を求めること **討及び検証等に関する法律案について、速や** 討等その他適正な移植医療の確保のための検

間報告 、臓器の移植に関する法律の一部を改正する のための検討及び検証等に関する法律案の中 法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植 に関する検討等その他適正な移植医療の確保

一、臓器の移植に関する法律の一部を改正する 一、中間報告があった臓器の移植に関する法律 法律案(衆議院提出 関する法律案は、議院の会議において直ちに の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳 審議することの動議(小川勝也君外二名提出) な移植医療の確保のための検討及び検証等に 死及び臓器の移植に関する検討等その他適正

一、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する 検討及び検証等に関する法律案(千葉景子君 検討等その他適正な移植医療の確保のための 外八名発議)

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検

を調整するものであり、所得に対する租税に関す る二重課税の回避及び脱税の防止について定める

承認を求めるの件 イ・ダルサラーム国との間の協定の締結について の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネ 〇騰長(江田五月碧) これより会議を開きます。 日程第一 所得に対する租税に関する二重課税

めるの件 タン共和国との間の条約の締結について承認を求 の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフス 日程第二 所得に対する租税に関する二重課税

(いずれも衆議院送付)

長極葉賀津也君 以上両件を一括して議題といたします。 まず、委員長の報告を求めます。 外交防御委員

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

拍手)

税条約は、いずれも我が国と両国との間で課税権 の経過と結果を卸報告申し上げます。 二件につきまして、外交防衛委員会における審査 〇榛葉賀津也君 ただいま議題となりました条約 ブルネイとの租税協定及びカザフスタンとの租

| 国源税の限度税率等について定めるものでありま とともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地 経済効果、カザフスタンとの間における使用料の し、我が国との経済交流の現状と租税条約締結の 委員会におきましては、両件を一括して議題と

詳細は会議録によって御承知願います。 **扱の体制強化等について質疑が行われましたが、** 源泉地国課税軽減の是非、対力ザフスタン経済支

| 多数をもって承認すべきものと決定いたしまし 述べられました。 産党の井上委員より、両件に反対する旨の意見が 質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共 次いで、順次採決の結果、条約二件はいずれも

以上、 御報告申し上げます。 (拍手)

〇議長(江田五月君) 決いたします これより両件を一括して採

ます。 両件の賛否について、投票ボタンをお押し願い

(投票開始

ます。 〇職長(江田五月君) 〔投票終了〕 ---これにて投票を終了いたします。 間もなく投票を終了いたし

〇議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま

反対 質成 投票総数 二百二十二 二百十五

(拍手) よって、両件は承認することに決しました。

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

結について承認を求めるの件外一件所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締

特価医療の確保のための検討及び検証等に関する法律家の中間報告が出来る。 が開発負長の中間報告を求めることの制語。展認の性様に関する検討等その地道正なが開発負長の中間報告を表している法律家に関する法律家について、進やかに厚生工する法律家及び子どもに係る解死及び職能の体制に関する法計等の他適正な存績医療の確保のための検討及び検証等に関する法律家について、進やかに厚生する法律家及び子どもに係る解死及び職能の体権に関する法律の一部を改正する法律家の確保のための検討及び検証等に関する法律の一部を改正する法律家の確保の表というに対して審査中の観路の移植に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改善している法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律を関する法律の権害を担保を担保されている。

官 性等について質疑が行われましたが、 約への参加を積極的に働きかける必要性、クラス 規制等に関する法律案は、 げます。 ター弾の所持の状況及び廃棄過程を公開する必要 等の措置を講じようとするものであります。 ター弾に関する条約の適確な実施を担保するた 制するため、平成二十年五月に採択されたクラス 〇櫻井充君 案 致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた 会議録によって御承知願います により甚大な被害を受けてきたクラスター弾を規 につきまして、 明確の発給等に関する法律の一部を改正する法律 〇隣長(江田五月君) の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案 委員会におきましては、我が国が非締約国の条 まず、 質疑を終了し、 まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員 以上両案を一括して議題といたします。 日程第四 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制 (いずれも内閣提出、衆議院送付) 〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕 〔櫻井充君登壇、 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の ただいま議題となりました両法律案 経済連換協定に基づく特定原産地証 審査の経過と結果を御報告申し上 採決の結果、本法律案は全会一 日程第三・クラスター弾等 一般市民が不発弾など その詳細は ます。 た 決いたします。 願います。 致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた われましたが、 設する等の措置を講じようとするものでありま しました。 高い経済連携協定の締結を二国間、多国間で推進 は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び ○議長(江田五月君) 円滑な発給に向けての支援策等について質疑が行 していくための今後の方針、特定原産地証明書の ら原産地証明費を作成することのできる制度を創 るため、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が自 の発給等に関する法律の一部を改正する法律案 〇鴟長(江田五月君) 経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保す しました。 なお、 両案の贅否について、 以上、 質疑を終了し、 委員会におきましては、貿易自由化の度合いが 次に、経済連携協定に基づく特定原産地証明書 ---これにて投票を終了いたします。 (投票開始) 〔投票終了〕 御報告申し上げます。 本法律案に対して附帯決議を行いま その詳細は会議録によって御承知 採決の結果、本法律案は全会一 これより両案を一 間もなく投票を終了いたし 投票ボタンをお押し願い (拍手) 括して採 います。 〇跏長(江田五月君) 正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関 ことについてお諮りいたします。 中間報告を求めることの動脈が提出されました。 係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適 関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに 〇職長(江田五月君) たします。 する法律案について、速やかに厚生労働委員長の た 〇識長(江田五月君) 成者を得て、 〇鵝長(江田五月君) 本動議の賛否について、 この際、日程に追加して、本動議を議題とする 厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に これに賛成の諸君の起立を求めます。 よって、 よって、 (拍手) 反対 貨成 投票総数 (投票開始) 〔赞成者起立〕 [投票者氏名は本号末尾に掲載] 本動議を議題といたします。 両案は全会一致をもって可決されまし 過半数と認めます。 これより本動議の採決をい 小川勝也君外二名から、 投票の結果を報告いたしま 投票ボタンをお押し願 三百二十二 二百二十二 0 賛 審査状況につきまして、 植に関する検討等その他適正な移植医療の確保の 正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移 〇辻泰弘君 求めます。厚生労働委員長辻鰲弘君。 る法律案について、厚生労働委員長の中間報告を な移植医療の確保のための検討及び検証等に関す る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正 する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係 〇磯長(江田五月君) これより、 〇雄長(江田五月君) 脳死臨調の平成四年一月の答申を踏まえ、 臣の諮問機関として総理府に設置されたいわゆる 生労働委員長として、 ための検討及び検証等に関する法律案に関し、 ます。 ○議長(江田五月君) 現行の臓器の移植に関する法律は、 よって、 賛成 投票総数 反対 (辻泰弘君登垣、 ――これにて投票を終了いたします。 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕 (投票終了) 本動議は可決されました。 臓器の移植に関する法律の一部を改 委員会における現在までの 拍手 間もなく投票を終了いたし 投票の結果を報告いたしま 中間報告を申し上げま 臓器の移植に関 三百二十 内閣総理大 百七 平成八 厚

基にしております。 年十二月に衆議院に提出されたいわゆる中山案を

されたものであります。 おいて同意を経て成立し、同年十月十六日に施行 日に参議院本会議において修正議決され、衆議院 いことなどの修正等を加えて、平成九年六月十七 れるものとすること、第五項及び第六項におい 以外の二人以上の医師の判断の一致によって行わ 四項において、脳死の判定は、摘出医及び移植医 思を書面により表示している場合に限ること、第 には、事前に証明書の交付を受けなければならな いて、脳死の判定は、本人が脳死の判定に従う意 れた場合のその身体に限定すること、第三項にお て、脳死した者の身体を死体に含めて臓器の摘出 摘出されることとなる者が脳死に至ったと判定さ ができるのは、臓器提供の意思に基づいて臓器が ることに配慮し、現行法の第六条第二項におい 参議院においては、脳死に関する様々な意見があ 衆議院で可決され、 とを前提とするもので、平成九年四月二十四日に 判定医は判定の証明書を作成し、臓器の摘出 このいわゆる中山案は、脳死を人の死であるこ 同日、 六月十七日の衆議院本会議に 参議院に送付されましたが、

ます。 すが、法改正に至らないまま、施行後十一年以上 れ、必要な措置が講ぜられるべきとされておりま 年を目途として、その全般について検討が加えら を経て今日を迎えているところであります。 また、現行法では、附則において、法施行後三 両案の主な内容について御説明申し上げ

| 臓器が提供されることのないよう、適切な方策を 一発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとす ることとなっております。 検討し、必要な措置を講ずるものとすること等で ること、第五に、政府は、虐待を受けた児童から に、国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓 | を書面により表示することができること、第四 一おいて、親族に対し優先的に臓器を提供する意思 | 第三に、本人が臓器提供の意思を表示する場合に あり、一部を除き、公布日の一年後から施行され ととなる者であって」との文書を削除すること、 而により承諾している場合を加えること、第二 ら移植術に使用されるための臓器が摘出されるこ に、脳死した者の身体の定義から、「その身体か 臓器の提供を拒否している場合を除き、遺族が出 ための臓器摘出の要件について、新たに、本人が いる場合に行うことができるとされている移植の は、本人が背面により臓器の提供意思を表示して とするもので、その主な内容は、第 器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面 により承諾した場合を加える等の措置を講じよう | その主な内容は、第一に、脳死した子どもの身体 臓器摘出等に係る要件について、本人の生前の臓 る法律の一部を改正する法律案は、 まず、 衆議院から提出された臓器の移植に関す 移植のための 一に、現在

討及び検証等に関する法律案は、 る検討等その他適正な移植医療の確保のための検 の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能 性があること等にかんがみ、子どもに係る脳死及 これに使用されるための臓器の摘出が人間の尊厳 次に、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関す 臓器の移植及び 滞なく行い、その結果を個人情報の保護に留意し

| こと、第四に、国は、臓器を提供する意思表示の 一について、法律施行後一年を目途に検討を加える 一なければならないこと、第三に、死亡した者の身 からの臓器・組織の摘出及び移植に関する制度等 一る脳死及び臓器の移植について優れた識見を有す て、移植医療の適正な実施を図るための検証を遅 | 体からの組織の摘出及び移植に関する制度、生体 | もに、広く国民の意見が反映されるよう配慮され | る学識経験者による専門的な調査審議を行うとと |ものとすること、第二に、この検討を行うに当 | ども脳死・臓器移植調査会を設置し、子どもに係 あると認められるときは所要の措置が講ぜられる の有効な仕組み等に関し検討が加えられ、必要が 有効性、脳死判定の適正性等の調査、分析を通じ たっては、法律施行から一年間、内閣府に臨時子 関する子どもの自己決定と観の関与、虚待を受け 他子どもに係る職器の移植に関する制度について た子どもの身体からの臓器の摘出を防止するため は、子どもに係る脳死の判定基準、臓器の提供に |検討及び検証等について定めようとするもので、 からの移植術に使用されるための臓器の摘出その 定めるとともに、適正な移植医療の確保のための 臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置について び臓器の移植に関する検討並びに当該検討に係る た。

案は、平成十八年三月三十一日に衆議院に提出さ つつ公表すること等であります。 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 次に、害在経過の概要について中し上げます。

> | が行われ、同日、厚生労働委員会に付託されまし いては、六月二十六日の木会議において趣旨説明 外八名より本院に提出されました。両法律案につ | 等に関する法律案は、六月二十三日に千束景子君 どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等そ の他適正な移植医療の確保のための検討及び検証 本年六月十八日に衆議院から送付されました。 れ、今国会まで継続審議されてきたものであり、

関係者、 会。日本小児科学会、日本移植コーディネーター 急医学会、臓器移植患者団体連絡会、日本移植学 における検証結果について、同検証会議座長の藤 医科大学の小林参考人、 交通事故遺族の会、日本移植支援協会の各団体の として、日本弁護士連合会、日本医師会、日本教 原参考人からの説明聴取及び質疑を行いました。 セス及び脳死下での臓器提供事例に係る検証会議 府参考人からの説明聴取及び質疑を行いました。 国における臓器移植の経緯、現状等について、 **省岡崎トミ子君から趣旨説明を聴取した後、我が** | 員山内康一君、子どもに係る脳死及び臓器の移植 の一部を改正する法律案について発議者衆議院議 **協議会、日本宗教連盟、全国腎臟病協議会、全国** めの検討及び検証等に関する法律案について発議 に関する検討等その他適正な移植医療の確保のた | 題とし、六月三十日に、臓器の移植に関する法律 また、脳死判定から臓器移植に至る医学的プロ 次いで、七月二日、六日及び七日には、 委員会におきましては、両法律案を一括して議 また、 作家・評論家の柳田参考人、 兵庫医科大学の谷澤参考 参考人 政

-9-

平成二十一年七月十日 多議院会議録第三十七号

医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案の中間報告に関する検討等での他適正な移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等での他適正な移植

参考人の延べ二十名の様々な立場で臓器移植にか 人 かわる方々を招いて意見を聴取し、質疑を行いま 大阪府立大学の森岡を考人、東京大学の米本 上智大学の町野参考人、大阪大学の高原参考 東京財団の橳島参考

Ý

杏林大学の島崎参考人、

稻 向 ナー家族等に対するケアの必要性、移植コーディ 非、救急医療の現状と体制整備の必要性、本人の の優先提供に関する問題点等に関して、 ネーターの在り方、海外における移植医療の動 認めることの妥当性、 意思が不明な場合に家族の承諾による臓器移植を きました。 脳死判定の困難さ、 参考人からは、脳死を人の死とすることの是 観点からの大変貴重な御意見を伺うことがで 組織移植・生体移植の規制の必要性、 被虐待児に対する対応、 小児の長期脳死の実態及び 様々な立 、親族へ ĸ

方々から説明を受け、意見交換を行ってまいりま 大森病院を視察し、 した。 東京女子医科大学病院及び東邦大学医療センター さらに、八日には、両案の審査に資するため、 移植医療の現場に従事する

対して質疑を行いました。 して、七月七日及び九日には これら専門家からいただいた御意見も踏まえま 次に、両法律案に関する質疑の概要について申 提出者及び政府に

る法律案に関し、 体の定義において、 し上げます。 **臓器の移植に関する法律の一部を改正す** 第六条第二項の脳死した者の身 「その身体から移植術に使用

| 文言を削除したとの答弁がありました。 に、この考え方によりふさわしい表現となるよう | 最終答申や近年のアンケート調査の結果を踏ま | おむね社会的に受容されているとする脳死臨調の あって」との文言を削除したのはなぜかとの質疑 に対しては、脳死は人の死であることについてお されるための臓器が摘出されることとなる者で 脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提

がありました。 国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁 | 脳死判定、臓器移植ができるということについて で、最近の世論調査の結果等から、家族の承諾で 生体間移植が行われているという現状がある一方 よる臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対し ては、脳器提供数が少ない状況で海外渡航移植や また、本人の意思が不明の場合に遺族の承諾に

| る必要性、被虐待児からの臓器提供を防止する方 重要性、生体移植に関する法整備の必要性等につ 対する心のケアの重要性、 供を明記することの妥当性、臓器提供者の家族に 子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が図られ える影響、子どもの意思表示と親の代諾について 定義の変更が実際に臓器移植にかかわる家族に与 障害者等の権利が侵害されないようにすることの いて質疑が行われました。 そのほか、第六条第二項の脳死した者の身体の 長期脳死事例に対する認識、親族への優先提 臓器移植に関して知的

討及び検証等に関する法律案に関し、 る検討等その他適正な移植医療の確保のための検 次に、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関す 臨時子ども

論を出していくことになるとの答弁がありまし しっかりと検討し、立法府として責任を持って結 **悩とすることを明記しており、一年以内に結論が** 案は子ども脳死臨調の設置期間を施行日から一年 出されることとなる、並行して国会においても で結論を得られるのかとの質疑に対しては、 脳死・臓器移植調査会について、

に、臓器摘出・移植を行う医療機関について厚生 制が整備されるとの答弁がありました。 等により国民の理解が深まることとなるととも 的議論、移植医療の適正な実施を図るための検証 が何よりも必要であり、子ども脳死臨闘での国民 器提供の増加のためには国民の理解が深まること 道筋がないのではないかとの質疑に対しては、 労働省令で基準を定めることにより医療機関の体 また、この法律案には成人の臓器提供を増やす 臓

人の死生規やみとりに対する受け止め方等につい を敚格化する必要性、尊厳死に対する見解、日本 て質疑が行われました。 脳死判定基準に対する評価、児童の脳死判定基準 を求めることについての見解、 題性、意思表示ができない子どもたちに臓器提供 そのほか、脳死を一律に人の死とすることの問 現行の移植医療、

関する普及啓発の取組状況、イスタンブール宣言 した。 ディネーター等の現状等について質疑が行われま 臓器移植に係る費用の保険適用状況、 以降の諸外国における渡航移植希望者への対応、 このほか、政府に対しては、国民の臓器移植に 移植コー

> 名より修正案が提出されました。 部を改正する法律案に対して、 さらに、 七月九日、 臓器の移植に関する法律の 谷博之委員外五

一年という期間

法律

法施行三年後を目途に、新法の全般について検討 等について事後的な検証等を行うこと、 心理的影響の緩和のための支援について検討する 尊重する家族の心情などが十分に配慮されるよう に踏まえること、第四に、法律の運用に当たっ て、脳死判定・臓器摘出に関する児童等の思いを ないようにするための検討規定は、公布の日から を削除する改正を行わないこと、第二に、被虐待 器が摘出されることとなる者であって」との文言 を加えること等であります。 にすること、第五に、臓器の摘出が遺族に及ぼす は、児童の身体の特性に関する医学的知見を十分 施行すること、第三に、 から「その身体から移植術に使用されるための臓 こと、第六に、脳死の判定、臓器の摘出の適正性 児が死亡した場合に当該児童から臓器が提供され その主な内容は、第一に、第六条第二項の規定 児童の脳死判定について

国民的コンセンサスが得られていない状況の下 修正案の考え方の基本は改正案と共通している わるのかとの質疑に対しては、臓器移植に関する るものであるとの答弁がありました。 で、文言の削除により、誤解が生じないようにす 修正案に対し、修正案によって改正案の何が変 脳死を一般に人の死とすることについては、

家族の承諾のみで職器を摘出することを認めてい るが、その理由は何かとの質疑に対しては、最近 修正案においても本人の意思表示がない場合に

が形成されつつあると考えているとの答弁があり 二%が賛成していること、子どもの渡航移植に多 くの支援金が集まっていることから、 家族の承諾で臓器提供を行うことについては六 の世論調査によれば、本人の意思が不明な場合に 国民的合意

する法律案に対する質疑を終局いたしました。 正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関 係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適 の一部を改正する法律案、同修正案及び子どもに について質疑が行われ、臓器の移植に関する法律 る必要性、小児の脳死判定基準の検討の見通し等 **臓器提供を防ぐ具体的方策を施行日までに確立す** いての見解、第六条第二項の文言を削除しないこ とがドナーの家族に及ぼす影響、被虐待児からの そのほか、対案ではなく修正案としたことにつ

査の経過、審議の概要でございます。

以上が、

厚生労働委員会における昨日までの市

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〇镒長(江田五月君) 成者を得て、 小川勝也君外二名から、 链

織院の会議において直ちに審議することの動議が 確保のための検討及び検証等に関する法律案は、 器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の 部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び威 提出されました。 中間報告があった臓器の移植に関する法律の

よって、 本動議を議題といたします。

平成二十一年七月十日

│○鍼長(江田五月君) います 本動議の質否について、投票ボタンをお押し順 これより本動議の採決をいたします。 (投票開始)

ます。——これにて投票を終了いたします。 (投票終了) 間もなく投票を終了いたし

〇鵠長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま

反対 货成 投票総数 百八十八 二百十二 -+=

本動議は可決されました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

よって、

検証等に関する法律案(干薬漿子君外八名発識) 等その他適正な移植医療の確保のための検討及び ○購長(江田五月君) 一部を改正する法律案(衆議院提出) 以上両案を一括して議題といたします。 子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討 臓器の移植に関する法律の

[議案は本号末尾に掲載]

ります。 ら、成規の賛成者を得て、 〇擬長(江田五月君) 一部を改正する法律案に対し、南野知恵子君か 臓器の移植に関する法律の 修正案が提出されてお

忠子君 この際、

〔南野知惠子君登墳、拍手〕

的合意がいまだ形成されていない脳死は人の死を

前提として改正を行うことは、適切ではありませ

値観や考え方は尊重される必要があります。 国民

日本人の死生観、人の生や死に対する様々な師

出いたします。 の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提 その内容は、お手元に配付されております案文

| について、「その身体から移植術に使用されるた 案では、第六条第二項の脳死した者の身体の定義 めの臓器が摘出されることとなる者であって」と 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

民の間に広がっております。 脳死は人の死とされるのではないかとの懸念が国 います。その文音が削除されることで、一般的に う結論を導き出し、修正議決に至った経線がござ を行う場合についてのみ脳死を人の死とするとい れる中で、脳死を一律に人の死とせず、臓器提供 いて、脳死は人の死かについて国民の議論が分か この文旨は、平成九年の法制定時に参議院にお

しばらくお待ちく 現在の枠組みを肯定しております。委員会審査に おいても、医療や法曹の関係者や有識者の方々か

修正案の趣旨説明を求めます。 南野知 ら、この問題については現行法を踏襲すべきとの 意見が多く述べられております。

ださい。

案文を配付いたしますので、

(議案は本号末尾に掲載)

〇南野知恵子君 私は、臓器の移植に関する法律

のとおりでございます。 これより、その趣旨について御説明いたしま

必要です。同時に、児童の脳死判定については、

いては、改正法施行までの間に検討を行うことが

ることとなっております。 しかし、

被虐待児につ

防止するための検討は、公布から一年後に施行す

また、改正案では、被虐待児からの職器摘出を

の文首を削除することとしております。 脳死判定基準を定めることが不可欠です。 成人とは異なる児童の特性に十分配慮した適正な

ある世論調査においては、半数以上の国民が、 いて検討を行い、対策を請ずることが必要です。 合があり、 | る者を失った悲しみに加え、臓器提供という重い 解を進めるため、脳死判定及び臓器摘出の状況に 遺族の心の葛藤はその後の生活においても続く均 時間を要します。我が子の思いを尊重したいとの す。脳死という事実を受容し、納得するためには とる家族や遺族への視点も重要であります。愛す て、十分配慮することが必要であります。また、 心情や故人に寄り添う時間を求める心情等につい 決断を迫られる家族の心情は察するに余りありま また、脳死下での移植医療についての国民的理 さらに、臓器の提供に当たっては、ドナーをみ 遺族の苦悩を緩和するための支援につ

参議院会議録第三十七号 。討及び検証等に関する法律安は、諸院の会議において直ちに推議することの動議。以際の移植に関する法律の一部を改正する法律案外一件、一時間報告があった政器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る隔距及び政器の移植に関する検討等その軸通正な移植医療の体質のための検

臓器提供の場合に限り脳死を人の死とするという

関し検証等を遅滞なく行うことが移植医療に関す

あります	らりと1。 年を目途として法律の全般的見直しを行う必要が	の進歩、国民意識の推移などを踏まえ、施行後三一と	加えて、臓器移植の実施状況、医学、医療技術	る透明性を確保する観点からも重要であります。
急	话	بے	の	の

平成二十一年七月十日

修議院会議録第三十七号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案外一件

であります。 このような認識の下、本修正案を提出するもの

以下、提出する修正案の骨子を御説明いたしま

ておりますが、このような改正を行わず、 となる者であって」との文言を削除することとし おりとすることとしております 移植術に使用されるための臓器が摘出されること 定める第六条第二項の規定から、「その身体から 第一に、原案では、脳死した者の身体について 現行ど

第二に、検討等に関する修正であります。

から施行することとしております。 児童から臓器が提供されることのないようにする ための検討に関する規定につきまして、 「虐待を受けた児童が死亡した場合に当該 公布の日

官

ります。 また、検討等に関し、次の五項目を追加してお

られるものとしております の特性に関する医学的知見を十分に踏まえて定め の摘出に係る脳死の判定に関しては、児童の身体 についての厚生労働省令は、児童についての臓器 一項目めとして、臓器の摘出に係る脳死の判定 申し上げます。(拍手)

出に関する当該者、 ては、臓器の摘出に係る脳死の判定及び臓器の摘 二項目めとして、 特に当該児童の思いをその者 政府は、新法の運用に当たっ

| れるよう、当該遺族に対する適切な支援について 心理的影響を及ぼした場合においてこれが緩和さ 三項目めとして、 **ぬされるようにするものとしております。** 5り添う時間を求める等の遺族の心情が十分に配 しもに、遺族が臓器が摘出されることとなる者に 者の家族又は遺族の心情が十分に配慮されると 家族又は遺族が尊重する等のこれらに関するそ 政府は、臓器の摘出が遺族に

得た上で公表するものとしております。 | 状況に関し検証を行い、その結果を遺族の同意を | る脳死の判定の状況及び新法による臓器の摘出の ずるものとしております 四項目めとして、政府は、当分の間、新法によ

としております。 て、その全般について検討が加えられるべきもの 植については、この法律の施行後三年を目途とし 五項目めといたしまして、新法による臓器の移

一て一年を経過した日から施行することとしており なお、一項目めから三項目めまでは公布の日か 四項目め及び五項目めは公布の日から起算し

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い 以上が修正案の趣旨説明であります。

| の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしま | 算を伴うものでありますので、国会法第五十七条 保のための検討及び検証等に関する法律案は、予 の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確

す。 舛添厚生労働大臣

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 させていただきます。(拍手) は、政府としては、意見を述べることは差し控え | 外八名提出の子どもに係る脳死及び臓器の移植に の検討及び検証等に関する法律案につきまして 関する検討等その他適正な移植医療の確保のため ○国務大臣(舛添要一君) (国務大臣舛添要一君登墳、拍手) 参議院議員千葉景子君

順次発言を許します。石井みどり君。 〇镞長(江田五月君) 討論の通告がございます。

|○石井みどり君 自由民主党の石井みどりでござ います。 〔石井みどり君登壇、拍手〕

| 討論をさせていただきます。 律の一部を改正する法律案、いわゆるA案の賛成 本日は、党派を超えて、臓器の移植に関する法

| た。この十年間、臓器移植は八十一件が実施さ | に国会における不作為の結果と言わざるを得ませ 臓、肝臓、腎臓の移植手術がすべて終了しまし 九九年二月二十八日、そして三月一日朝までに心 れ、多くの命が救われるという実績を上げること ができました。 日本で初の脳死判定をされたのが十年前、一九

一ようとするものであります。 器の提供が認められる要件について、新たに、 外国と同様に臓器移植が認められる要件をそろえ **咨面により臓器の提供を承諾した場合を加え、諸** 人の意思が不明の場合にも、年齢を問わず家族が 人の生前の意思を尊重する理念を生かしつつ、臓 今回、本案においては、臓器移植法における本 本

禁止を決定しました。この宣言では、 植は自国内で行うべきとし、 ンブール宣言として、臓器売買、渡航移植の原則 昨年五月に開かれた国際移植学会では、 移植ツーリズムを防 自国民の移 イスタ

止すべく、自国内での臓器提供を推進するよう各

いないのが現状であります。 国に要請しています。 調査で示されるとおり、提供意思を記入したカー まっており、臓器提供をしたい意思が反映されて ドを常時所持していると答えた人は数%にとど カードの普及に努めてきましたが、内閣府の世論 移植に必要であるため、 現行法では、本人の背面による意思表示が臓器 十二年にわたり意思表示

| 諸外国のような臓器の提供を受ける機会が奪わ | さんは、臓器を移植する機会があれば普通の生活 れ、命を失う患者さんが多く存在しているのは真 一わらず、我が国の臓器移植に係る要件によって、 λį いる多くの患者さんがおられます。これらの患者 が送れるほどの回復が可能となります。にもかか 他方、一日千秋の思いで臓器の提供を待たれて

ने. わる、そして成長を続けていくと言われていま も、髪の毛が伸びる、つめが仲びる、 が度々指摘をされています。脳死状態であって 脳死の議論の際、小児には長期脳死という問題 歯が生え持

| は、いわゆる臨床的脳死と診断されているにすぎ テレビ等で報道されている小児の長期脳死事例 臓器移植法において求められる厳格な法的脳